

野田市告示第34号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和8年3月12日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 47枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越してください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
8-2-1	立看板 はり札	— 19	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和8年2月3日 午前9時から午後4時	令和8年2月3日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-2	立看板 はり札	— 4	つくば野田線 目吹～柳沢～宮崎	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-3	立看板 はり札	— 8	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-4	立看板 はり札	— 4	市道2100～22224～22222～2100 ～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	令和8年2月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-5	立看板 はり札	— 2	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-6	立看板 はり札	— 1	市道1260～52039～52040～5201 8～1390 山崎	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-2-7	立看板 はり札	— 9	野田牛久線～市道1180～1160～2170～ 1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	令和8年2月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	